

京濱硝子職工組合規約

第壹章 名稱及組合員

第壹條 本組合ハ京濱硝子職工組合ト稱ス
第貳條 本組合ハ東京及其附近ニ於ケル硝子職工及硝子業従業労働者ヲ以テ之ヲ組織ス

第貳章 組織及機關

第參條 組合員三十名ニ達シタルトキハ部ヲ置ク
第四條 各部ハ組合員三十名ニ對シ一名ノ割合ヲ以テ代議員ヲ選出ス
第五條 代議員會ハ左ノ權限ヲ有ス

- 一、組合ニ關スル重要事項ノ審議決定
- 一、組合規約ノ變更
- 一、組合長理事并ニ會計検査役ノ互選
- 一、主事ノ推薦

第六條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

- (イ) 組合長 一名
- (ロ) 主事 一名
- (ハ) 理事 若干名
- (ニ) 會計検査役 若干名

第七條 組合長ハ代議員之ヲ互選シ組合ヲ代表シ組合一切ノ事務ヲ總理ス
第八條 主事ハ代議員會ノ推薦ニヨリ組合長ヲ補佐シテ組合事務ヲ處理ス
主事ハ代議員ヲ兼ス

第九條 理事ハ代議員之ヲ互選シ組合長ヲ補佐シテ組合事務ヲ處理ス
第十條 會計検査役ハ代議員之ヲ互選シ組合ノ會計ヲ監督シ之ニ要スル一切ノ處置ヲ採ルコトヲ得

第十壹條 代議員并ニ組合役員ノ任期ハ各一ケ年トス

第參章 入會及退會

第十貳條 本組合ニ加盟若クハ脱退セントスル者ハ理事ニ申出ヅベシ
第十參條 組合長ハ代議員會ノ承認ヲ經テ組合員ヲ除名スルコトヲ得

第四章 會計

第十肆條 本組合費ヲ一ヶ月金貳拾五錢トシ其費途ヲ定ムルコト左ノ如シ

- (イ) 組合積立金 廿五分ノ五
- (ロ) 組合維持費 廿五分ノ七
- (ハ) 部費 廿五分ノ三
- (ニ) 友愛會本部費 廿五分ノ十

第十伍條 組合積立金ハ別ニ定ムルトコロノ積立金規約ニヨルノ外之ヲ支出スルコトヲ得

第十陸條 一旦徴收シタル組合費ハ如何ナル事由アルモ之ヲ返還セズ

第十柒條 入會金ハ金四拾錢トス

第十捌條 本組合ノ會計ハ半年毎ニ其決算ヲ爲シ代議員會ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

第五章 補則

第十玖條 本規約ハ代議員三分ノ二以上出席シ其三分ノ二以上ノ全意ヲ經ルニ非レバ之ヲ變更スルコトヲ得ズ

第二十條 組合事務所ハ友愛會關東出張所内ニ置ク

第二一條 本組合ニ加盟シタル者ハ全時ニ友愛會々員タルノ義務アルモノトス

第二二條 本組合員タル者ハ組合長ノ指揮ニ從ヒ本規約ノ定ムルトコロニ依リ共同一致以テ其通利益ノ保護増進ニ努ムベシ